

ご家族の加入手続きについて

資格に関わる手続きは、**14日以内**に必要書類をご郵送ください

※マイナ保険証をご利用の方が新しく芸能人国保へ加入手続きをした場合、提出書類等に不備がなければ手続きは5日以内（土日祝は除く）に完了し、その後はマイナ保険証による受診が可能になります。受診の前にマイナポータルで芸能人国保の資格情報が登録されていることを確認してください。

提出書類（●マーク）		加入事由	出生	世帯合併	社保から (退職・扶養外れ)	国保から
家族資格取得届			●	●	●	●
本人確認用届出書（組合員の公的機関発行の写真付き身分証明書）			●	●	●	●
世帯全員の住民票の 原本 （3か月以内、マイナンバー記載）			●		●	●
世帯全員の住民票の 原本 （3か月以内、マイナンバー記載、世帯合併日記載）				●		
全国健康保険協会の加入者 日本年金機構発行の 「資格喪失確認通知書」	左記以外の健康保険組合加入者 健康保険組合（共済組合）発行の 「資格喪失証明書」				●	
どちらも、会社などで発行した証明書や雇用保険の書類は不可						
現在加入中の健康保険の資格情報が確認できる書面のコピー ・資格確認書、資格情報のお知らせ、健康保険証のいずれか				●		●
ご加入する家族が外国籍の場合、その方の在留カードのコピー			●	●	●	●
保険料を算定するために、ご加入時に提出いただくマイナンバーを利用して、税情報を取得いたします						
何らかの事情で税情報が取得できない場合は、下記の書類をご提出いただきます。 ・区市町村民税の課税または非課税証明書の 原本 または、区市町村民税の納税通知書の コピー （年度・住所・氏名・課税標準額・所得金額・所得控除の内訳を記載）				(●)	(●)	(●)
			20歳以上の方のみ			

お子様が加入する場合

東京都以外（埼玉・千葉・神奈川県）にお住まいの方へ

お子様の医療費について、各区市町村で小児医療費助成が設けてある場合がありますが、お住まいによっては、償還払い（窓口で一部負担金を支払った後、区市町村に請求）となることがあります。詳細はお住まいの役所へお問合せください。

出産育児一時金について

ご出産の際に「直接支払制度」を利用せず分娩費用をお支払になった場合、出産育児一時金支給申請のお手続きが必要になりますので当組合までご連絡をお願いいたします。